

西予市告示第111号

西予市ふるさと納税推進事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月20日

西予市長 管 家 一 夫

西予市ふるさと納税推進事業実施要綱の一部を改正する告示

西予市ふるさと納税推進事業実施要綱(平成29年西予市告示第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「及び誓約書兼承諾書(様式第3号)」を削る。

第7条第2項中「様式第4号」を「様式第3号」に改める。

第8条第1項中「様式第5号」を「様式第4号」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

西予市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）申出書

申込日：	年	月	日
------	---	---	---

西予市長 様

私は、西予市のまちづくりを応援するために、寄附をすることを申し出ます。

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名			
住所	〒 -	電話番号	
		メールアドレス	

※税額控除を受ける方の氏名、住所等を記入してください。

寄附金額	金	円
------	---	---

納付方法 (いずれか1つに○)	<input type="checkbox"/>	郵便振替	手数料無料（同封しています）
	<input type="checkbox"/>	口座振込	手数料は寄附者負担です。
	<input type="checkbox"/>	現金書留	郵送料は寄附者負担です。

※クレジット決済をご希望の場合は、インターネットからお申し込みください。

寄附金の使い道 (いずれか1つに○)	<input type="checkbox"/>	1. しごとづくり（観光振興、農林水産業支援など）
	<input type="checkbox"/>	2. ひとづくり（子育て支援、医療、福祉など）
	<input type="checkbox"/>	3. まちづくり（ジオパーク推進、移住・定住促進など）
	<input type="checkbox"/>	4. 行財政（公共施設等改革、財政改革など）
	<input type="checkbox"/>	5. 「まち」の応援（地元事業の推進など）※旧町を選択 【旧明浜町・旧宇和町・旧城川町・旧野村町・旧三瓶町】
	<input type="checkbox"/>	6. 市長におまかせ（市長が選定する事業）
	<input type="checkbox"/>	7. 西予市高校魅力化事業
	<input type="checkbox"/>	8. 地域版ふるさと納税 応援したい地域を記載してください（ ）

ワンストップ特例 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/>	希望する
	<input type="checkbox"/>	希望しない（確定申告される方）

※ワンストップ特例制度については、総務省 HP 又は西予市 HP をご参照ください。

ご意見・ご要望	
---------	--

西予市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書

年 月 日

西予市長 管 家 一 夫 様

西予市ふるさと納税推進事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、返礼品提供事業者への登録について、別紙確認事項に誓約及び同意したうえで、申請いたします。

1. 事業所概要

フリガナ			
事業者名			
フリガナ			
代表者名			
住所 1	〒		
住所 2	〒		
電話番号		FAX 番号	
URL (HP があれば)			

※住所 2 は、返礼品の発送元住所が 1 と異なる場合に記載ください。

2. 担当者

担当部署			
担当者名			
電話番号		FAX 番号	
E-mail			

3. 添付書類

- (1) 申請者の概要資料  
法人の場合は、定款の写し又はこれに準ずるもの
- (2) 決算書又は確定申告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

## 確認事項

### 1 申請及び審査について

- (1) 西予市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書の提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (2) 応募要件における、住所及び納税状況（確定申告書の写しの受領を含む）について確認されることに了承すること。
- (3) 審査の結果、西予市ふるさと納税返礼品提供事業者に適合しないと判断された場合であっても、異議を申立てないこと。

### 2 返礼品の取扱について

- (1) 返礼品の取扱にあたり、「西予市ふるさと納税推進事業実施要綱」及び市長の指示に従うこと。
- (2) 返礼品の認定を受けた商品又はサービスについて、適正な品質管理を行うとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努めること。
- (3) 寄附者について知りえた個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守し、返礼品の送付以外の目的に使用しないこと。
- (4) 返礼品の認定を受けた商品又はサービスの提供において、苦情及び事故等の問題が生じたときは、当方が一切の責任を負い、誠実に対応し、速やかに西予市に報告すること。

様式第3号を削る。

様式第4号中「様式第4-1号」を「様式第3-1号」に、「様式第4-2号」

「  
を「様式第3-2号」に、

原産地	
-----	--

を

「

原産地	
原材料	

に改め、同様式を様式第3

号とし、様式第5号を様式第4号とする。

附 則

この告示は、令和8年5月20日から施行する。